

「中部総合車両基地北側発生土置き場ほかにおける環境の調査及び影響検討の結果について」に係る審査会委員の意見、事業者の見解整理表

分類	意見 提出者	No.	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	意見等	事業者見解
事業特性	神谷会長	1		○		ここに搬入されるものは、基本的に中津川市内で発生したものが搬入されるということでしょうか。	【修正後の事業者見解】 搬入される発生土につきましては、現在、中津川市内のものを計画しています。(3/19見解)
						盛土容量のうち要対策土が約3000000m3と想定されています。これについて、現在までの工事における要対策土の発生状況や地質から想定した値であるという説明があります。もつと具体的に説明がないと納得できません。これまでの要対策土の発生状況の数値、地質による問題となる重金属の可能性(ヒ素、鉛等々)を示していただきたいです。それによって、二重遮水シートによる工法が最適なのか、あるいは、吸着材を用いた工法がいいのか判断できるのではないのでしょうか。	工事概要で示している要対策土量の約30万m3は、受け入れ可能量を示しています。現地の地形的な制約等を考慮して、最大限封じ込め可能な量としています。 各トンネル工事における要対策土の発生状況、各トンネルの地質縦断面図に基づく要対策土の発生が想定される地質の延長と断面積から概算の要対策土の発生量を算出しています。実際に掘削が進んで正確な数量が明確となりますが、現時点では、瀬戸トンネルでは、約15万m3、駒場トンネルでは、約25万m3を想定しています。 対策工法については、土木研究所発刊の「建設工事で発生する 自然由来の重金属等含有土対応ハンドブック」を参考にしました。発生土置き場計画地は、谷地形であることから、周辺から水が流入する可能性があるため、二重遮水シートによる封じ込め工法が適していると考えられます。一方、吸着層工は、付近に水源等がない土地での採用が推奨されています。(別紙1) 本件について、学識経験者による委員会において、審議いただき決定しています。(別紙2) (2/14見解)
	竹中委員	2	○				
	竹中委員	3	○			計画では、まず要対策土を含まない発生土を搬入し、その後、二重遮水シートを設置し、要対策土を搬入するとありますが、すでに要対策土がどこかの仮置き場に多量に存在し、それを搬入して封じ込めいくという工程なのでしょう。その場合、要対策土の仮置き場における対策は十分なのでしょうか。 仮に、要対策土が工事に出てこない場合は、どのような工程になるのでしょうか。	各トンネルの施工ヤードには、要対策土の仮置き場として、遮水型の土砂ピットを設置しています。対策工法やモニタリングについても、学識経験者による委員会において、審議いただいた方法で準備しています。 また、仮に要対策土が出てこなければ、二重遮水シート内に健全土を搬入する等を考えますが、状況を見て、判断します。(2/14見解)
	神谷会長	4		○		今回要対策土として搬入が予定されている物質(酸性化可能性や重金属類)について、詳細はおおよそ分かっていますか、あるいは調査段階でどのくらい見積もられていますか。 30万立米、10万立米と、土量の算定にあたっては、ボーリングデータなど事前の調査で見積もられていますか。	
	神谷会長	5		○		事前に調査はされていないことですか。例えばボーリングによっておおよそのトンネルの地質断面ができていて、おそろくこういう地質なので、こういったものが出てくる可能性があるとか、そういったところについては、これから調査されるということですか。	
	吉田専門 調査員	6		○		ボーリングで、地質がもう既に大体わかっているのであれば、地質図を見て何メートルのどこを大体掘るかというところで、おおよそ濃飛流紋岩や地表土など、どういう種類の岩石がどれくらい出るかということは想定できるのではないですか。	【修正後の事業者見解】 別紙9のP2～4のとおり、事前の調査にて把握している岐阜県内路線における地質毎に要対策土のおおよその重金属のリスクを想定しています。上記リスクに応じて、各トンネル工事における地質縦断面図に基づく要対策土の発生が想定される地質の延長と断面積から、要対策土のおおよその発生量を概算想定して算出しています。その結果、瀬戸トンネルで約5万m3、駒場トンネルで25万m3の要対策土が発生すると想定しました。 ただし、精緻な発生土量については、想定することが難しく、今後も掘削実績にて確認してまいります。 なお、二重遮水シートは、重金属等の種類を問わず、封じ込めが可能です。(3/19見解)
	吉田専門 調査員	7		○		岩種がわかれば、例えば古生層という古い泥岩などの地質は、黄鉄鉱などを含めやすいので、ヒ素とかも出やすいですが、花崗岩などは、あまり出にくいといった情報は、東濃地域や、地球化学的な情報もありますので、そういったものをもう少し確認されておいた方が、こういった元素が出るかもわからず、後で対応が少し後手になるということもなくなるかと思っています。	
	神谷会長	8		○		結局まだどういう物質かなどが、そこまで明確でないということは、土量計算もまだ曖昧な状態ということですか。 どれだけの土量が出てくるか、あるいはこれ以上のものが出てくるかといった、その辺りは明確ではないという、そんな予定で検討しているということですか。	
	神谷会長	9		○		事前に調査をして、しっかりと土量を計算して対応するということとお願いたいと思います。	
	神谷会長	10		○		ある程度地質の断面図は出来上がっていて、その岩種によっておおよその用途をつけて、どれくらい掘ってみないとどれくらい最終的かわからないが、一応の見積もりはできているということでしょうか。	

分類	意見 提出者	No.	事前	審査会	追加 意見	意見等	事業者見解
			意見				
事業特性	竹中委員	11	○	○		色々なところで、学識経験者による委員会検討したということが出てくるのですが、ここで自然由来の重金属等の可能性ということも審議された結果なのかと思っただけです。が、そうではないのですか。	【修正後の事業者見解】 学識経験者による委員会では、別紙9のP2～4重金属等の可能性を確認いただいています。(3/19見解)
	竹中委員	12		○		検討されているのであれば、この委員会にもその情報、どれぐらいの定量的な議論があったのかなどを紹介いただけたと話が進むと思います。	【修正後の事業者見解】 別紙9の通りです。(3/19見解)
	吉田専門 調査員	13		○		何が出てくるのがわからないと言われてしまうと、地元の方も不安になるかと思いますが、こういう正確な情報があるわけですから、積極的に使われる方がよろしいのではないかと思います。	【修正後の事業者見解】 地元の住民の方には、別紙10の通り、8種類の自然由来の重金属及び酸性土のリスクについて、ご説明済みです。 詳細は掘ってみたいと分かれますが、当社で想定している地層及び地層毎の重金属等の発生リスクについては、地元の方から問い合わせがあれば、今後も丁寧に回答いたします。(3/19見解)
	神谷会長	14		○		中津川市内から搬出してここに持ってくるという中で、通常、運搬する時の要対策土の飛散などの対策はされるものですか。	【修正後の事業者見解】 発生土の運搬時は飛散防止のために、ダンプの荷台に防塵シートを被せて運搬すること徹底しています。(3/19見解)
	奥村委員	15	○			図1-3(1)について 旧ため池手前の沈砂池の容量は、昨今の異常気象に鑑みて、どの程度余裕をもって計画されているのか、教えていただけますでしょうか。	沈砂池は、林地開発許可審査の手引きにより30年確率の設計降雨強度(147mm/h)で設計しました。必要容量1,307m3に対して、設計設計は1,500m3以上を計画しています。(2/14見解)
大気質	竹中委員	16	○			造成途中で降雨にさらされた時の排水処理施設が設置されていることは理解しますが、近年頻発する豪雨に対してはその処理能力は十分なのでしょうか。どれぐらいの降雨を想定しての処理設備なのでしょう。	
						全体的な意見・確認として、今回は、発生土置き場設置による地表環境への影響評価が主な対象となっていますので、資料においても「地質・水質」に関する項目は、環境影響評価書に周辺地質概要が示されている程度となり、確認済み、との対応だと理解しています。	排水処理設備の処理能力は、80m3/hで計画しています。処理能力は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」に基づき、中津川市において観測史上最多となった、月降水量(718mm/月)及び年降水量(2,709mm/年)を想定し、検討しました。
	吉田専門 調査員	17	○			一方で、掘削発生土の風化や雨水浸透による下流側への浸透水排出について、貯水地やモニタリングによる管理は行われるものと確認できますが、下流側に旧溜池もあるようですので、どこまで検討すべきかの判断は難しいかとは思いますが、昨今の100ミリを超えるような豪雨の場合の流出なども念頭にに入れて対応されると、地域住民の方々も安心されるのではないかと思います。	排水は、通常時は、80m3/hで処理を行います。大雨時(80m3/h)で処理できない時には、一時的に二重遮水シート内に排水水を貯めて、数日かけて排水水を処理を行う計画です。(別紙6)
水質・地下水						そのほか地質、水質等で気になったところはありませんでした。	また、確実に要対策土を管理し、適当な処理設備を設置・運用等を実施し、地域住民の方々に心配・迷惑をかけないように努めます。(2/14見解)
	吉田専門 調査員	18		○		現在、100ミリを超えるような豪雨というのが随所で起こっている中で、そういう場合における対策について、10年に1度とかそういうオーダーかもしれないと思いますが、その辺りもう少し明確にされた方がいいと思います。	【修正後の事業者見解】 廃棄物最終処分場の整備計画の設計・管理要領に準じて、水収支計算を用いて、一時的に二重遮水シート内に貯留される排水水量を計算しています。 要領によると、排水水量を求める際の条件として、埋め立て期間と同じ期間における年降水量データの最大年及び最大月の降水量データの発生した年の2つの年の日降水量時系列を用いて、排水水量を計算することになっています。これらを踏まえて、基地北発生土置き場では、年降水量と月降水量が観測史上最多となった2020年と2021年の日降水量時系列を用いました。 浸出係数は、蒸発する水量等を鑑みて、都市ごとに値が設定されています。都市によっては0.3～0.7程度と記載されていますが、基地北発生土置き場では、安全側を見て、「1.0」を用いました。二重遮水シート内に降った雨が、蒸発することなく、そのまま排水水として、発生すると想定しました。 埋立面積は、二重遮水シートの敷設面積が最大となる、3.3haを用いました。 これらの日降水量時系列や浸出係数、埋立面積を合理式に代入して計算することで排水水量を計算しました。算出した排水水量を、水収支計算のフロー式に当てはめて計算した結果、排水水は一度に全てを処理できるものではなく、それらを二重遮水シート内に一部貯留することになります。 【参考】別紙12(3/19見解)

分類	意見 提出者	No.	事前	意見等		事業者見解
			意見	審査会 1回	追加 意見	
水質・地下水	吉田専門 調査員	19	○	○		承知しました。(2/26見解)
	竹中委員	20		○		【修正後の事業者見解】 旧ため池に滲出水を流す前には、水質を検査し、排水基準を満たしていることを確認した上で排水します。検査時に、排水基準を超過した場合は、滲出水処理設備に送水し、排水基準を満たしていることを確認してから排水します。(P1-3-2-1-12参照) 現在、車両基地の造成工事に伴う排水は、濁水処理設備にて適切に処理したうえで、旧ため池に放流し、旧ため池から辻原川に流れています。別紙11の1ページ目でお示しの通り、実績として、車両基地の排水は、辻原川の測定地点で、浮遊物質量(SS)が40倍程度に希釈されています。 基地北発生土置き場も、車両基地と同様に旧ため池に放流することから、十分に希釈されるところと考えます。
	竹中委員	21		○		また、別紙11の2ページ目でお示しの通り、基地北発生土置き場以外にも、旧ため池へ流域する面積が広大であり、地表水や農業用水等が流入しています。旧ため池の容積も約30万m3あることから、旧ため池から辻原川への放流時には十分に希釈されるところと考えます。(3/19見解)
	廣岡委員	22		○		要対策土封じ込め後のシート内水位の測定は、モニタリングとは別に実施します。測定頻度は、観測孔内における滲出水の水位を現場の状況に応じて頻度を定めます。 また、遮水シート等の設備の状況確認のため、要対策土範囲下流側のシート外暗渠管においても、水質を調査します。 当発生土置き場の盛土範囲からトンネル本線まで約500m離隔があるため、トンネル工事の影響も受ける可能性はないと考えています。(2/14見解)
	奥村委員	23	○			要対策土封じ込め後のシート内水位の測定は、モニタリングとは別に実施します。測定頻度は、観測孔内における滲出水の水位を現場の状況に応じて頻度を定めます。 また、遮水シート等の設備の状況確認のため、要対策土範囲下流側のシート外暗渠管においても、水質を調査します。 当発生土置き場の盛土範囲からトンネル本線まで約500m離隔があるため、トンネル工事の影響も受ける可能性はないと考えています。(2/14見解)
	吉田専門 調査員	24		○		【修正後の事業者見解】 要対策土の封じ込めが完了した後も、責任をもって、定期的に水質測定を継続します。定常化までは月1回、定常化後は四半期に1回検査をします。以降、長期にわたっては、滲出水の量及び水質状況を確認しつつ、適切な頻度、管理について引き続き検討し、将来にわたる弊社が責任をもって実施します。(3/19見解)
	中西委員	25		○		要対策土の封じ込めが完了した後も、責任をもって、定期的に水質測定を継続します。定常化までは月1回、定常化後は四半期に1回検査をします。以降、長期にわたっては、滲出水の量及び水質状況を確認しつつ、適切な頻度、管理について引き続き検討し、将来にわたる弊社が責任をもって実施します。(3/19見解)
	中西委員	26		○		要対策土の封じ込めが完了した後も、責任をもって、定期的に水質測定を継続します。定常化までは月1回、定常化後は四半期に1回検査をします。以降、長期にわたっては、滲出水の量及び水質状況を確認しつつ、適切な頻度、管理について引き続き検討し、将来にわたる弊社が責任をもって実施します。(3/19見解)
	中西委員	27		○		要対策土の封じ込めが完了した後も、責任をもって、定期的に水質測定を継続します。定常化までは月1回、定常化後は四半期に1回検査をします。以降、長期にわたっては、滲出水の量及び水質状況を確認しつつ、適切な頻度、管理について引き続き検討し、将来にわたる弊社が責任をもって実施します。(3/19見解)
	吉田専門 調査員	28		○		名称は旧とはございますが、先ほど写真それからドローンの映像でございました通り普通に使っているため池でございます。下流側には水利組合もございまして、農地もあります。名称は旧となっておりますでございますけれども、隣に新ため池もございまして、同じようにため池があります。名前は旧ですけれども、普通のため池とご認識いただければと思います。農業用で使っているため池でございます。(2/26見解)

分類	意見	No.	事前 意見	審査会 1回	追加 意見	意見等	事業者見解
	提出者						
水質・地下水	神谷会長	29		○		北側発生土置き場の地盤の様子として、透水層がどうなっているか気になります。例えば砂礫層がある程度堆積しているような場所なのか、非常に不透水性のもの、例えば岩盤層があるといった、水の流れやすさについて、何か確認されていることはありますか。	【修正後の事業者者見解】 別紙9のP10～12のとおり、当該地は、中央付近は谷地形を有し、谷底堆積層が分布しています。谷底堆積層の下位及び同翼部には土岐砂礫層に分類される砂礫を主体とした地層が分布しています。そのため、ある程度の透水性を有した地層であると考えます。(3/19見解)
	神谷会長	30		○		二重シートで封じ込めというのは標準的に色々とされていると思うのですが、今まで実施されて経年的にはどれぐらい経っているのかといった事例収集はされていますか。封じ込めをするという色々なマニユアル的な対応はいいのですが、恒久的なもので、経年的にそれがちゃんと維持されるか否かという、そのリスクの問題とモニタリングをどこまでするかという問題をしっかりと考える必要があります。 定常化という数年規模か分かりますが、恒久的なことを考えると、やはりモニタリングというのは、長期にわたって継続するべきではないかと思えます。 まず遮水構造が基本的に二重シートで何とか耐えようという状態ですので、やはりそのモニタリングに関連して言えば、そういった長期的な対応ということも重要です。	【修正後の事業者者見解】 【遮水シートの経年的変化について】 基地北発生土置き場使用する遮水シートは、廃棄物の最終処分場で使われているものと同等のものを使用する計画です。 日本遮水工協会の資料によれば、当該遮水シートの耐久性は、日光に常時暴露されている状態で、15年とされています。遮光マット等により日光を遮ること、更なる長寿命化が図れるとされており、耐久性は、100年程度あることが室内試験で確認されています。当社は、2枚の遮水シートと3枚の不織布を交互に重ねる二重遮水シートを使用し、更にその上部に遮光マット及び3メートル程度の覆土を行い、日光を遮ることから、100年程度の耐久性があると考えています。(3/19見解) 【長期的なモニタリングについて】 要対策土の封じ込めが完了した後も、責任をもって、定期的に水質測定を継続します。定常化までは月1回、定常化後は四半期に1回検査をします。以降、長期にわたっては、滲出水の量及び水質状況を確認しつつ、適切な頻度、管理について引き続き検討し、将来にわたり弊社が責任をもって実施します。(3/19見解)(再掲)
	神谷会長	31		○		封じ込めをしたときにその存在について、何年先まで周知、共有されるかという、例えば50年、100年先に、そこに実は要対策土がありますということとは、代々引き継いでいかなくてはならないです。 長期的な視点で今回の対策をどう見ていくのかという、そこはもう少し検討を加えていただきたいと思っています。	【修正後の事業者者見解】 要対策土を封じ込める範囲は事業者である当社が、用地や構造物等を全て保有し、永年的に管理をしていく計画です。要対策土だけでなく盛土堰堤、調整池、排水設備等のすべての構造物を社有のものとして管理をします。管理にあたっては、拠点として社員が常駐し、構造物等の点検、保守を定期的に実施し、永年的に実施致します。(3/19見解)
	神谷会長	32		○		ため池の水源はどこですか。 雨水が溜まってきている、周辺の地下水が湧水している、あるいは地表水が集まってきているだけですか。	【修正後の事業者者見解】 農業用水や地形に沿って周辺から雨水等が流入しています。(3/19見解)
	神谷会長	33		○		地表水がどこか別ルートから来ているということですか。	【修正後の事業者者見解】 地下水のモニタリングの位置には、盛土法尻付近で実施する計画であり、旧ため池の中にはない箇所でもモニタリングを行います。図表で表す便宜上、旧ため池の中に調査地点をお示ししました。 なお、周辺地下水水位の事前調査から、遮水シートに地下水が触れることはない想定されますが、今後地下水については工事期間中もモニタリングにて確認していく計画です。(3/19見解)
	神谷会長	34		○		特に地下水との関係は何かありそうな雰囲気ではないということですか。 シートが仮に機能しなくなったときに、それがため池の方に流出すると言いますか、そういったリスクというのはあまり考えにくいということですか。 その辺りの関係というのは、先ほどモニタリングのスライドの中でため池の中で地下水を測るように丸が打ってあったのですが、あれが理解できなくて、何を測るのだろうと思いました。	【修正後の事業者者見解】 地下水位の事前調査から、遮水シートに地下水が触れることはない想定です。(3/19見解)
	神谷会長	35		○		さきほどのスライドの赤い破線の境界に実は丸を打ちかけたという、そういった意味ですか。 モニタリングにあたっては先ほどの中の地下水の状態を事前に確認した上でモニタリングをしていただきたいということですか。 砂礫層が主要な帯水層であれば、そこに対して確実にモニタリングする。それにあたっては事前に地下水の流れについても、流向、流速等の調査をした上で、形式的にならないようにだけ注意してモニタリングをしていただきたいと思っています。	承知いたしました。(2/26見解)
	神谷会長	36		○		施工中も十分に盛土をするに当たっては、シートの破損なども十分留意されて施工管理されると理解はしておりますが、よろしくお願ひいたします。	【修正後の事業者者見解】 承知いたしました。(3/19見解)
	神谷会長	37		○		今回の事業地の周辺での地下水利用について、特にため池から下流の範囲においてあまり使われている方はいますか。	【修正後の事業者者見解】 基地北発生土置き場や車両基地の周辺にはありませんが、下流側に位置する本線付近において、トンネル等の影響の調査のために、井戸の利用状況を調査し、モニタリングしています。(3/19見解)
	神谷会長	38		○		そもそも井戸はありますか。	
	神谷会長	39		○		今回の要対策土に関連するような範囲については、ため池から下流側なのですが、そういったところにあまり井戸は見当たらないということですか。	
	神谷会長	40		○		その辺りもまた色々調べて配慮について考えていく必要があると思います。	かしこまりました。(2/26見解)

分類	意見 提出者	No.	事前	意見等		事業者見解
			意見	審査会 1回	追加 意見	
水質・地下水	神谷会長	41	○	○		【修正後の事業者見解】 造成中は、搬入した要対策土に可能な限りシートを被せる等を実施します。(3/19見解)
	神谷会長	42		○		そうです。(2/26見解)
	伊藤健吾 委員	43	○	○		【修正後の事業者見解】 旧ため池の耐震工事は、平成29年から令和2年に岐阜県の事業として実施しました。(3/19見解)
	伊藤健吾 委員	44		○		【修正後の事業者見解】 岐阜県が、耐震補強を目的に工事を実施しました。(3/19見解)
	佐野委員	45	○			建設機械の稼働に係る騒音の影響検討(1-3-1-2-11ページ)に、記載していますが、検討結果は、「特定建設作業に伴った発生する騒音の規制に関する基準」を下回っています。 なお、本項目での「騒音レベル:75dB」とは敷地境界における予測値ですので、保全対象施設(直近住居等)における予測結果ではありません。保全対象施設は、敷地境界から35m離れた地点にあるため、75dBよりも小さくなると考えます。 環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」を確実に実施することにより、保全対象施設への影響を最小限に抑えます。 基準値内でも周囲への騒音の影響は小さくなく、苦情が発生する可能性があることは認識しています。近隣住民とコミュニケーションをとり、柔軟に影響を低減する対応を検討しながら、工事を進めたいと思います。(2/14見解)
騒音・振動	佐野委員	46	○			建設機械の稼働に係る振動の影響検討(1-3-1-3-10ページ)に、記載していますが、検討結果は、「特定建設作業に規制に関する基準」を下回っています。 なお、本項目での「振動レベル:67dB」とは敷地境界における予測値ですので、保全対象施設(直近住居等)における予測結果ではありません。保全対象施設は、敷地境界から35m離れた地点にあるため、67dBよりも小さくなると考えます。 環境保全措置として、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時に、工事の配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」を確実に実施することにより、保全対象施設への影響を最小限に抑えます。 基準値内でも周囲への振動の影響は小さくなく、苦情が発生する可能性があることは認識しています。近隣住民とコミュニケーションをとり、柔軟に影響を低減する対応を検討しながら、工事を進めたいと思います。(2/14見解)
	佐野委員	47	○			【修正後の事業者見解】 騒音、振動の予測値の距離減衰は、資料編の「P3-2-3、P4-2-1」に記載されています。直近住居等は、予測地点から約35mの位置にあります。距離減衰のグラフから読み取ると、直近住居等の位置においては、騒音70dB、振動55dBとなる見込みです。 ドローン映像の通り、車両基地で造成工事を行っていません。その実績より、騒音・振動の少ない機械を使用し、周りの住民の方にも状況を伺いながら施工しています。基地北養生土置き場につきましても、車両基地工事での実績を踏まえて、機械の選定等を行います。車両基地とはまた別の場所にて工事を行いますので、コミュニケーションをしっかりと取りながら、工事を進めていこうと考えています。(3/19見解)

分類	意見		No.	事前	審査会	追加	意見等	事業者見解
	提出者	意見		1回	意見			
動物・植物・生態系	高井委員	60			○		川上側の湿地にヒメヒカゲが生き残っていないのかなどということもすこし思いました。この湿地にはミミカキグサの仲間はなかったということなのか、確認したい。	改変範囲では、それは見つからないということでございます。(2/26見解)
	高井委員	61				○	シデコブシ以外の希少種は見つかっていないということですが、ミミカキグサ類などが今後、見つかった場合には、この場所を保全しようというのは無理かと思いますが、他の場所、できれば車両基地の内部に移植などの手当てをしていただきたいと思っています。ヒメタイコウチが見つかっていますので、その場所なら生育可能と思われますし、もしその場所が保全不可能なら、車両基地が岐阜県駅内に水源を確保して、湿地的環境を再現し、利用者や見学者が観察できるような場所を作っていたら、この工事が環境に配慮して行われたことがよく理解されるのではないかと思います。	承知いたしました。 工事着手前には、改めて現地調査を行います。 今後、改変範囲内でミミカキグサ類等の重要な種が発見された場合には、各種専門家へのヒアリング等を行い、適切に対処します。(3/19見解)
	伊藤恭博委員	62			○		オオタカのハビタットの方も調査されているようなのですが、中津川市の千旦林の営巣エリアの一部は評価書による改変の可能性のある範囲に含まれるということですが、営巣地はごく近い場所にあるということのように見受けられますがそのような解釈でよろしいですか。影響を受けるとしたなら、どのような回避の対策を考えられているかお伺いしたいと思います。	【修正後の事業者見解】 現在、車両基地で工事を行っており、オオタカの様子は、継続的に確認しながら工事を進めてます。(3/19見解)
	伊藤恭博委員	63			○		もう伐採の方にかかられて事業を行っている状態ということですか。	【修正後の事業者見解】 車両基地について、伐採の工事にも着手しています。評価書公表以降、毎年オオタカの営巣期を調査しながら工事進めており、その時その時で繁殖したり、しなかったりはあるのですが、車両基地や周辺と言うと駅の工事であったり、他にも行政の工事もされていますが、問題なく生息しておりますので、こちらの基地北発生土置き場の工事につきましても、様子を見ながら工事を進め、忌避行動などがあるようでしたら工事の一時中断なども考えながら進めていこうと考えています。(3/19見解)
	伊藤恭博委員	64			○		3月になるとそろそろ営巣に入る時期ですが、それからさらに進んで卵が孵化していく時期になるとかなり影響を受けると思うのですが、そのような場合はどうされる予定ですか。	引き続き工事を進めている間は、確認をしているということでございます。(2/26見解)
	伊藤恭博委員	65			○		何か営巣を妨害するような中断することになった場合は、工事も一時中断されるというようにすることでよろしいですか。	【修正後の事業者見解】 大きな影響があった場合は、工事の一時中断ということもあり得ます。専門家にも相談しながら適切な対応を講じてまいります。なお、飛翔の認められたエリアで基地北よりも近接する隣接回送線工区が工事を着手しております。(3/19見解)
	伊藤恭博委員	66			○		経過の方をしっかりと見ていただくようお願いいたします。	【修正後の事業者見解】 しっかりとコンディショニングをしながら、工事を進めます。(3/19見解)

分類	意見 提出者	No.	事前	審査会	追加 意見	意見等	事業者見解
			意見	1回			
動物・植物・生態系	高井委員	67	○			文献で確認されているものについて出典をご教示いただけると幸いです。資料に記載があればそのページを教えてください。 特に次の種の記録は重要と考えたいです。 ヒメハルゼミ 可児市、多治見市以外の東濃地方の記録を知りません。 トゲナバブタムシ 加茂郡と岐阜市から記録がありますが、1970年以前のもので、全国的にも多くの生息地が消滅しています。 セアカササミ 東濃地方からの文献記録を知りません。 コガムシ 県内での文献記録は岐阜市と可児市しか知りません。 コクロオボバタル 東濃地方での記録は土岐市と可児市しか知りません。 ミヤマシジミ 県内では飛騨地方にしかいないと思っています。	文献調査で確認された種は、当発生土置き場の計画だけでなく、岐阜県の事業実施区域(中津川市～多治見市)がかかる範囲に生息確認記録があれば掲載しています。 文献調査に使用した文献は、評価書の資料編(P14-1-5)に記載しています。 ご指摘いただいた種について、確認された文献は以下の通りです。 ヒメハルゼミ:「可児市史 第4巻 自然編・民族編(平成19年、可児市)」「たじみ 里山の自然誌一郷土の昆虫と野鳥一(平成6年、多治見市生物相研究会)」 トゲナバブタムシ:「木曽川水系生物調査報告書(昭和52年、建設省木曽川上流工事事務所)」 セアカササミ:「可児市史 第4巻 自然編・民族編(平成19年、可児市)」 コガムシ:「可児市史 第4巻 自然編・民族編(平成19年、可児市)」 (平成8年、多治見昆虫会)」 コクロオボバタル:「可児市史 第4巻 自然編・民族編(平成19年、可児市)」 ミヤマシジミ:「恵那市史 通史編第1巻(昭和58年、恵那市)」「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-(平成22年、岐阜県)」(2/14見解)
						発生土置き場事業の改変範囲においては、影響に留意すべき哺乳類が確認されていない。 また改変近傍では重要な哺乳類が確認されているが、周辺に同質の環境が存在しており、影響は小さいものと考ええる。	表3-4-1-23の通り、発生土置き場事業の改変範囲においては、重要な哺乳類は確認されておられません。 また改変範囲の近傍では重要な哺乳類が確認されていますが、周辺に同質の環境が広く分布しているため、生育環境は確保されと考えます。 なお、確実に環境保全措置を実施し、動物物に対する影響が最小限となるように努めます。(2/14見解)
						環境影響の総合的な評価はすべて事後調査を計画しないということなのですが、生態系への影響は、事後しばらく経ってから出るといふ可能性もあるので、要望ですが、できればもう少し長期にわたって見ていただければと思います。	【修正後の事業者見解】 事後調査は、法令や条例に基づいて、実施が義務付けられている調査です。 一方、モニタリングは、事後調査のほかに工事全般について環境管理を適切に行うため、事業者の当社が計画し、実施していく調査です。 生態系について、周辺に同質のハビタットが広く分布していることから、生息環境は保全されと考えます。
						生態系は分かっているようで、やはりわかかっていないところが多く、どこでまた予期せぬ影響が出るかわからないので、すこし長めに見守っていただければと思います。	そして、本編に記載の通り、①外来種の拡大抑制、②工事従事者への講習・指導、③資材運搬等の適正化、④渗出水処理設備及び沈砂池の設置といった環境保全措置を確実に実施します。環境保全措置を確実に実施することで、ハビタットは保全されと考えます。加えて、水質調査についても、モニタリングとして実施いたします。(3/19見解)
						「環境影響評価書」をみると対象区域外の「人と自然の触れ合いの活動の場の分布状況が列挙(4-2-1-211)しており、この対象区域には、自然公園、キャンプ場、公園や観光地、散策路等が無いことが分かる。よって「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」が存在しないということになるのだが、それだけでよいのかとも考える。 地域の方々や、そこを利用してハイキングやイベントを実施されたりはしていないか、地域の自治会や公民館、近くの主要団体や住民などにも聞き込んで、本当に「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」には該当しないという事実をもとにして、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しなかった」と結論付けて判断してもらいたい。 1-3-5-2-11には「関係機関へヒアリングを行うとともに必要に応じて現調査を行うものとした」とし、「現地調査として主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、利用の状況及び利用環境の把握を行う」としていることから。	当該地は、現在、農地や山林等です。発生土置き場計画地内には、休耕中のため、荒れた状態となっています。 また、近隣住民や団体等にヒアリングを実施し、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は存在しないことを確認しています。 以上より、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」が存在しないと考えます。(2/14見解)
文化財	虫賀委員	72	○			工事途中で生息場所が定まらない天然記念物(カモシカ、ヤマネ、オオサンショウウオ、ネコギギ、イタセンパラ等)や土器等の遺物が発見された場合には、即時工事を中断し、市町村文化財部局へ連絡してください。	工事途中で生息場所が定まらない天然記念物や土器等の遺物が発見された場合には、即時工事を中断し、市町村文化財部局へ連絡します。(2/14見解)
景観	山口委員	73	○			盛り土が少ないうえに景観に影響がない様なお話でしたが、CG画を作成していただけたら助かります。CG画を見ることによって、地域の住民が安心されると思います。 ドローン撮影もされているので上空からの予想画面も示していただけたら幸いです。	本編のP1-3-5-1-7に、完成後のイメージとして、CG画をお示ししています。基地北発生土置き場の盛土ののり面を緑色でお示しています。(別紙13)(3/19見解)